

安曇野市天然記念物  
安曇野のオオルリシジミ  
保存活用計画

2022 安曇野市教育委員会



表紙写真



クララで翅をやすめるオオルリシジミ



常念岳を背景に飛ぶオオルリシジミ



オオルリシジミの羽化

## 例言

- 1 本書は、安曇野市天然記念物「安曇野のオオルリシジミ」の保存活用計画書である。
- 2 本計画は、安曇野市教育委員会が作成し、内容について安曇野市文化財保護審議会の審議を経たものである。

## 凡例

- 1 本書掲載の地形図は、個別の記載のない場合、安曇野市都市計画基本図（1/2,500）を基図として調製したものである。
- 2 本書では、平成 17 年（2005）10 月 1 日の町村合併以前の旧郡名・旧町村名について「旧」を省略し、「南安曇郡」「堀金村」のように表記した。
- 3 本書掲載の関係機関の名称は、以下のように省略した。  
安曇野オオルリシジミ保護対策会議：保護対策会議  
国営アルプスあづみの公園：国営公園  
安曇野市教育委員会：市教委  
安曇野市文化財保護審議会：文保審
- 4 本書で使用する用語を、以下のとおり整理する。ただし、この例に拠らない場合は本文又は註に記載した。

里山	集落とそれをとりまく樹林、それらと混在する農地や畔、ため池、草原、沢などで構成される一体となった地域のこと。人々は季節や植物の成長に応じて、定期的の手入れをすることによって持続可能（循環的）な利用をおこなう。その結果、多様で動的な生態系が形成され、高い生物多様性が維持される。
種の保存	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 1 条に規定する、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存」の概念。
生物の多様性	生物多様性基本法第 2 条の規定による。本書では同法第 15 条に規定する野生生物の種の多様性の保存を念頭に置く。
草地環境	草刈りや火入れ、放牧など人間が手を加えることによって維持される植生。半自然草地ともいう。人間の管理に応じて、シバやススキなどが優占する植生となる。かつては耕作地の畦畔だけでなく、茅葺き屋根の材料、牛馬の餌、刈敷き等に利用するため、草原は里山におけるきわめて重要な要素であったが、現代では大幅に減少した。
保護	文化財保護法第 1 条に規定する「保存」・「活用」を包括した概念。動植物の個体・個体群の保護の意味とは異なる。
保全	自然環境保護法第 1 条に規定する、「自然環境の保全」の概念。

# 目次

口絵・例言・凡例・目次

<b>第1章 保存活用計画策定の目的と経過</b> .....	<b>1</b>
1 保存活用計画策定の目的と根拠 .....	1
(1) 保存活用計画策定の目的 .....	1
(2) 保存活用計画策定の根拠 .....	1
2 保存活用計画策定の経過 .....	2
(1) 保存活用計画策定の組織 .....	2
(2) 審議の経過 .....	3
<b>第2章 天然記念物に関する基本的な事項</b> .....	<b>4</b>
1 天然記念物の名称・所在 .....	4
2 天然記念物の管理団体 .....	4
3 保存活用計画の対象とする区域（計画区域） .....	4
4 天然記念物の概要 .....	7
(1) 天然記念物の概要 .....	7
(2) これまでの経緯 .....	9
(3) 指定の経過 .....	9
(4) 指定理由 .....	10
5 天然記念物を取りまく環境 .....	11
(1) オオルリシジミを取りまく草地環境 .....	11
(2) 草地環境の生物多様性 .....	11
(3) オオルリシジミを取りまく景観 .....	12
6 天然記念物の価値 .....	13
(1) 本質的価値を示す諸要素 .....	13
(2) その他の諸要素 .....	14
<b>第3章 天然記念物の保存活用及び整備</b> .....	<b>15</b>
1 保存活用及び整備の現状・課題及び方向性 .....	15
(1) 累代飼育 .....	15
(2) 放蝶 .....	15
(3) 「保護区」での保存活用及び整備 .....	16
(4) 「活用区」での保存活用及び整備 .....	16
(5) 「その他の区域」での保存活用及び整備 .....	17

<b>第4章 現状変更等に関する事項</b>	<b>18</b>
1 現状変更等の考え方	18
2 事後の届出が必要な行為	20
(1) 非常災害のための応急措置	20
(2) 補強の措置	20
(3) 維持の措置	20
3 許可及び事後の届出が不要な行為	21
(1) 日常的な管理行為	21
(2) 国営公園の事業にかかる事項	21
(3) 管理団体の活動にかかる事項	21
4 現状変更等の取扱基準	21
5 滅失等の考え方	22
6 他の制度との調整	23
(1) レッドリスト	23
(2) 長野県指定希少野生動植物保護条例	23
(3) 都市公園法	23
(4) 安曇野市景観条例	23
(5) 安曇野市環境基本条例	23
<b>第5章 運営体制及び計画期間</b>	<b>24</b>
1 保存活用の運営体制の基本方針	24
2 保存活用の体制と役割	25
3 計画期間	25
<b>参考文献</b>	<b>26</b>
<b>資料</b>	<b>27</b>
安曇野市文化財保護条例	27
安曇野市文化財保護条例施行規則（抄）	29
安曇野市文化財の指定等の基準並びに無形文化財及び無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準（抄）	34

付表1 保存活用及び整備の現状・課題及び方向性

付表2 現状変更等の取扱基準



## 第1章 保存活用計画策定の目的と経過

### 1 保存活用計画策定の目的と根拠

#### (1) 保存活用計画策定の目的

この計画は、安曇野市天然記念物「安曇野のオオルリシジミ」を適切に保存し、活用するための指針となるものである。

オオルリシジミは瑠璃色の翅を持つ大型のシジミチョウで、現在日本では安曇野市を含む長野県内に生息する本州亜種、九州の阿蘇・九重山系の火山性草原に生息する九州亜種が知られている。安曇野市天然記念物「安曇野のオオルリシジミ」は、安曇野市に生息するオオルリシジミ本州亜種を指定したもので、オオルリシジミの種の存続を第一義的な価値としたうえで、オオルリシジミの生息環境にも文化財的な価値付けを行い、保存活用することを主旨としている。

近年では、保護活動やクララの植栽によって、安曇野市でのオオルリシジミの生息域は拡大傾向にあり、市民の認知度も増加している。このような活動は、安曇野オオルリシジミ保護対策会議（以下、「保護対策会議」とする。）をはじめとして、国営アルプスあづみの公園（以下、「国営公園」とする。）、地域住民や協力者・協力団体の継続的な努力と、専門者による調査研究の成果に裏打ちされたものである。

本天然記念物の指定に際して、オオルリシジミ本州亜種だけでなく、その生息環境までを包括的に保護することを目的としたため、文化財的な価値付け及び構成要素の明確化が喫緊の課題であった。そこで、生息域が拡大傾向にある本種の現状を考慮し、生息環境を総括的に価値付けしたうえで、将来にわたって適切に保存活用することを目的として本計画を策定する。

#### (2) 保存活用計画策定の根拠

国指定文化財の保存活用計画については、平成30年度の文化財保護法改正（平成31年4月1日施行）をうけて同法で規定された。保存活用計画の規定は文化財類型ごとに記載されており、史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定等は、法第129条の2で規定される。また、保存活用計画の記載事項の詳細は、以下のように定められている。

▼重要文化財保存管理計画等の認定等に関する省令（平成31年文部科学省令第5号、平成31年3月4日付け、平成31年4月1日施行）、第34～39条（記載事項については第36条）

▼文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成31年3月4日文化庁）

なお、この指針において、「なお、都道府県・市町村指定文化財や記録作成等の措置を講ずべき無形文化財・無形民俗文化財等の法において保存活用計画に関して規定されていない文化財についても、必要に応じて保存活用計画を作成する場合には、本指針を踏まえたものとするのが有効である。」とされ、これが本計画策定の根拠である。

## 2 保存活用計画策定の経過

本計画の策定は、安曇野市文化財保護審議会で審議を行い、安曇野オオルリシジミ保護対策会議、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、岩原区との協議を経た。

### (1) 保存活用計画策定の組織

安曇野市文化財保護審議会

職名	氏名	専門分野
会長	百瀬 新治	考古
職務代理	倉石 あつ子	民俗
委員	大澤 慶哲	郷土史
委員	梅干野 成央	建築
委員	松田 貴子	植物

オブザーバー

所属	職・氏名
安曇野オオルリシジミ保護対策会議	代表 那須野 雅好

事務局

所属	職・氏名
安曇野市教育委員会	教育長 橋渡 勝也
安曇野市教育委員会教育部	教育部長 平林 洋一
安曇野市教育委員会教育部 文化課	文化課長 山下 泰永 文化財保護係長 中谷 高志 文化財保護係 土屋 和章、斉藤 雄太 (R3)、 横山 幸子 (R2)

### (2) 審議の経過

文化財保護審議会	開催日	審議事項
令和2年度第2回	令和3年3月26日	天然記念物に関する基本的な事項 天然記念物の保存活用及び整備
令和3年度第1回	令和3年11月2日	現状変更等に関する事項 運営体制及び計画期間
令和3年度第2回	令和4年2月9日	天然記念物指定についての諮問 適切な保存活用についての諮問
令和3年度第3回	令和4年3月11日	天然記念物指定についての答申 適切な保存活用についての答申



## 第2章 天然記念物に関する基本的な事項

### 1 天然記念物の名称・所在

名称	安曇野のオオルリシジミ	種別	天然記念物
所在地	地域定めず	指定基準	第1の7(1)ア
指定年月日	令和4年(2022)3月30日		

### 2 天然記念物の管理団体

本天然記念物の管理団体を、以下のとおり定める。

管理団体の名称	安曇野オオルリシジミ保護対策会議
事務所の所在地	長野県安曇野市

### 3 保存活用計画の対象とする区域(計画区域)

本天然記念物の適切な保存活用及び関係機関・個人との調整を図るため、指定に至る経緯(次項記載)をふまえ、「保護区<sup>1</sup>」「活用区」「その他の区域」を設定した。

表1 計画区域

「保護区」	平成11年(1999)に、国営公園里山文化ゾーンに設置された自然保護区(Butterfly Sanctuary)。オオルリシジミの保護 <sup>2</sup> を最優先する。
「活用区」	国営公園の田園文化ゾーンの池の周囲の区域、及び里山文化ゾーンの草地区域。これまでの保護活動の一環として、クララを植栽し、オオルリシジミの発生地拡大を図っている。
「その他の区域」	上記以外の安曇野市内の区域。これまでの保護活動により、オオルリシジミの生息域が国営公園の外へと拡大している。

<sup>1</sup> 文化財保護法における考え方では「活用」に対して「保存」の語が用いられる。また、自然環境保全法では「自然環境の保全」、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律では「種の保存」及び「自然環境の保全」の語が用いられるが、本件では平成11年(1999)に設置して以来使用してきた「保護区」の語を採用する。本書では、本計画で計画区域として設定した区域を「保護区」、平成11年(1999)に国営公園が設定した自然保護区を保護区、と表記して区別する。

<sup>2</sup> ここでは動植物の個体・個体群の保護の意味。

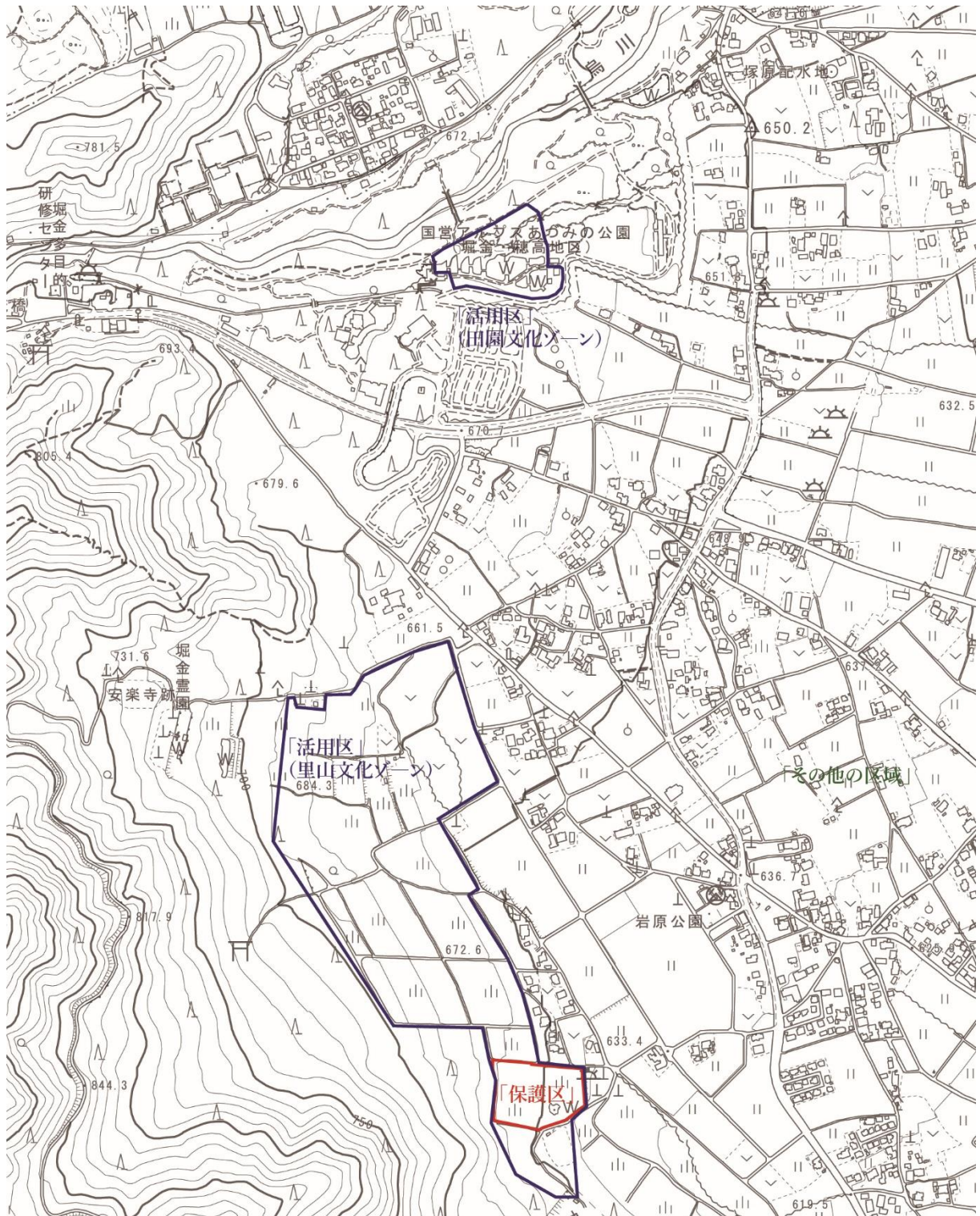


図1 計画区域 (1/10,000)



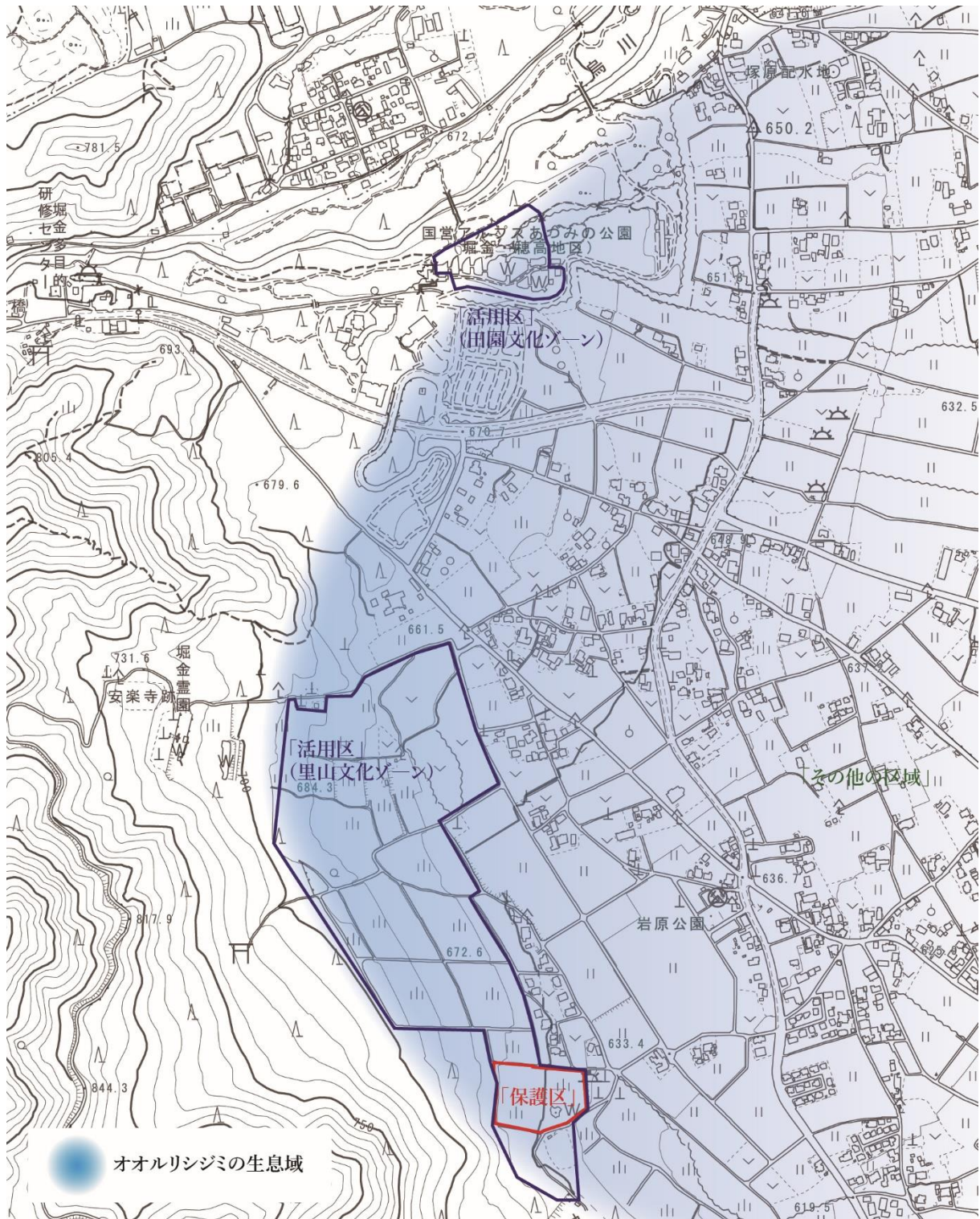


図2 オオルリシジミの生息域拡大のイメージ (1/10,000)

## 4 天然記念物の概要

### (1) 天然記念物の概要

オオルリシジミ (*Shijimiaeoides divinus*) は、瑠璃色の翅を持つ大型のシジミチョウである。国外では朝鮮半島とロシア南東部・中国に分布の記録がある。国内では青森、岩手、福島 of 東北地方と、長野県を中心とする中部・関東地方にオオルリシジミ本州亜種 (*Shijimiaeoides divinus barine*) が分布していたが、東北地方は1970年代までにすべて絶滅、中部地方も安曇野を含む県内3か所を除いて絶滅したとされる。本種は草原性の環境に適応しており、幼虫はマメ科のクララのみを食草とする。このほか、九州の阿蘇・九重山系の火山性草原にオオルリシジミ九州亜種 (*Shijimiaeoides divinus asonus*) が生息する。安曇野市天然記念物「安曇野のオオルリシジミ」は、オオルリシジミ本州亜種で安曇野市全域に生息する個体を対象とする。

本種は、5月中旬に成虫が発生し、6月にかけてクララの蕾に産卵する。卵は、約1週間で幼虫となり、クララの蕾と花のみを食べて6~7月に成長する。幼虫は、成長すると体から蜜を出し、その蜜を求めてアリがまとわりつくため、天敵が幼虫を襲いづらくなる。7月頃には蛹になり、翌年5月まで土の中で過ごす。

オオルリシジミ本州亜種は、環境省のレッドリスト(環境省2020 online)では絶滅危惧 I A 類(CR)、長野県版レッドリスト動物編(長野県環境部自然保護課編2015)では絶滅危惧 I B 類(EN)、安曇野市版レッドリスト(2014)では絶滅危惧 I 類(CR+EN)に選定され、絶滅の危機に瀕している種である。希少性の高さに加えて美しいチョウであり、コレクターの人気も高く商業・鑑賞目的の乱獲にさらされやすい。

安曇野市名誉市民の田淵行男は『山の絵本 安曇野の蝶』の中で、オオルリシジミを「草原の青い星」と例えた。



図3 オオルリシジミ本州亜種



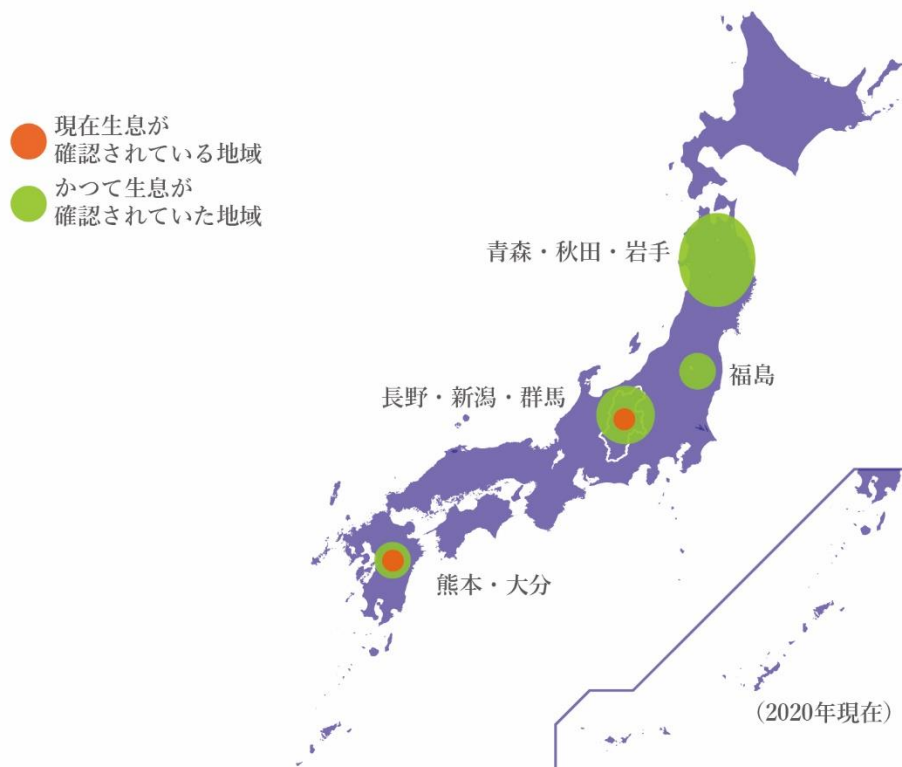


図4 オオルリシジミの分布

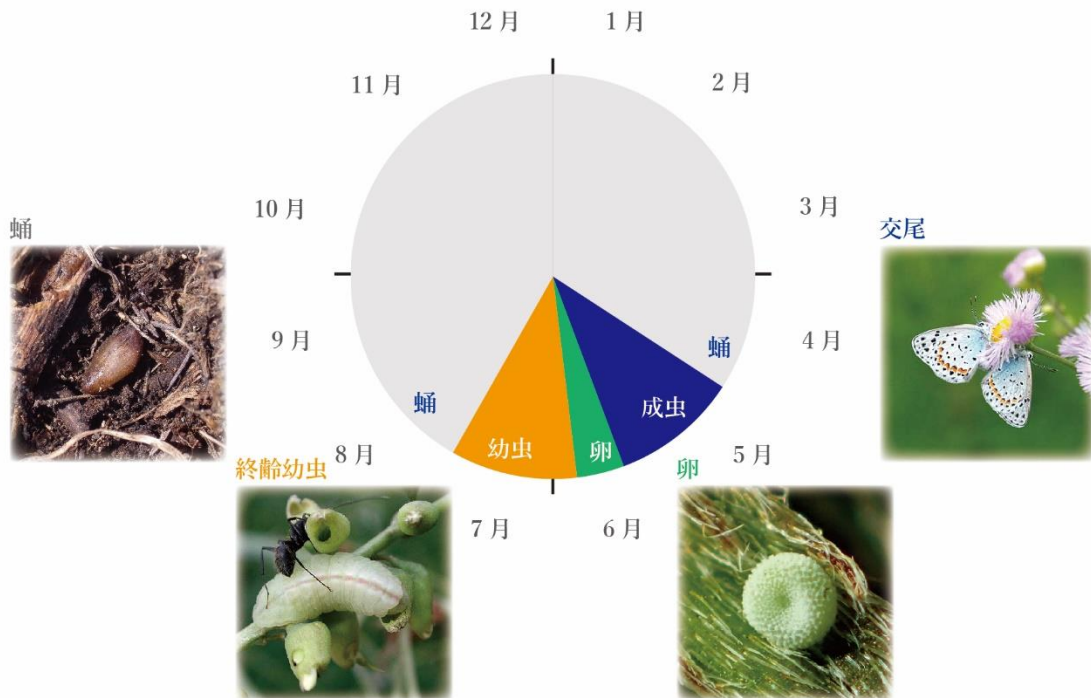


図5 オオルリシジミの生活史

## (2) これまでの経緯

安曇野でのオオルリシジミ本州亜種の記録は、平成3年(1991)にいったん途絶えた。しかし、3年後の平成6年(1994)に堀金村で再発見されたことを契機に、翌年には関係者が保護対策会議を設立し、保護<sup>1</sup>活動を開始した。

平成11年(1999)には、国営公園にオオルリシジミの保護に特化した保護区が設置された。この頃には、保護対策会議による累代の人工飼育が可能になっており、蛹を国営公園の保護区に放す活動が始まった。しかし、成虫の発生や産卵が順調であるわりに幼虫の個体数が少なく、天敵の解明が課題となった。

平成17年(2005)に、信州大学が調査した結果、卵寄生蜂のメアカタマゴバチが最大の天敵であり、野焼きがメアカタマゴバチによるオオルリシジミへの寄生抑制に一定の効果があることが実証された(江田・平林・中村2009、江田・中村2010)。これにより、毎年野焼きを実施したところ、保護区内でのオオルリシジミの自然発生個体数の増加を確認できるようになってきた。

平成25年(2013)には、市民等による保護活動も始まり、保護区以外の土地へクララを植える取り組みが広がった結果、現在では保護区の外でもオオルリシジミの生息を確認できるようになっている。

オオルリシジミの天然記念物指定については、再発見当時から関係者による議論はあったものの、生息地の公表による乱獲等が懸念され見送られた経緯がある。現在の保護活動は、生息地の公表を前提とするよう移行しており、天然記念物指定を契機として市内外の保護活動への関心が高まることが期待できる段階になっている。

オオルリシジミの保護活動は、これまでも市内の小中学校で郷土学習のテーマとして活用されてきた。敷地内に立派なクララの株が育つ学校もある。オオルリシジミを知ることは、単に科学の学習だけでなく、安曇野の自然や文化、安曇野の先人たちの暮らし等に広げた学習につなげることができる。また、公民館活動等の生涯学習における活用も期待できる。いずれも市民の郷土への愛着を深めることにつながる。

## (3) 指定の経過

年月日	内容
令和3年11月8日	保護対策会議から市教委に指定申請書が提出される。
令和3年11月18日	市教委定例会で、指定について文保審に諮問することを決定する。
令和4年2月9日	令和3年度第2回文保審で、市教委から指定について諮問する。
令和4年3月11日	令和3年度第3回文保審で、指定について答申を受ける。
令和4年3月30日	安曇野市教育委員会告示(安曇野市教育委員会告示第5号)

<sup>1</sup> ここでは動植物の個体・個体群の保護の意味。



#### (4) 指定理由

オオルリシジミ本州亜種 (*Shijimieoides divinus barine*) は、瑠璃色の翅を持つ大型のシジミチョウである。本種は草地環境に適応しており、幼虫はマメ科のクララのみを食草とする。かつては、東北地方や関東地方にも分布していたが、現在は安曇野市を含む長野県内の生息地のみに生息する。生息数は非常に少なく、絶滅の危機に瀕しており希少性が高い。なお、九州地方にはオオルリシジミ九州亜種 (*Shijimieoides divinus asonus*) が生息する。

安曇野のオオルリシジミは、先人たちが堰（水路）を開削し原野を切り拓いてつくった水田環境に生息してきた。唯一の食草であるクララ (*Sophora flavescens*) は、有毒植物であり、別名ウジゴロシとも呼ばれ、殺虫剤として用いるため古くから畦畔や堰周辺に植えられてきた。こうした人間の営為によって、本天然記念物が生息・生育する草地環境がつくられ、草地特有の生物多様性が維持されてきた。このように、本天然記念物は人の生活と共に生きてきたチョウであるといえ、高い生物多様性を有する草地環境、及びそれを取りまく里山の景観自体まで含めて、本天然記念物の構成要素としての価値がある。

本天然記念物の第一義的な価値は種の存続であるが、その総括的な価値は単に希少性が高いということにとどまらず、先人たちの暮らし及び生物多様性が高かったとされる昭和30年代の里山の景観を知ることにつながる存在であり、安曇野市の自然や生態系の象徴のひとつと解されることに及ぶ。

以上のことから、安曇野のオオルリシジミは安曇野市の文化財の指定等の基準並びに無形文化財及び無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準の第1の7(1)アに該当するものとし、安曇野市天然記念物として適当である。



メスの飛翔

## 5 天然記念物を取りまく環境

### (1) オオルリシジミを取りまく草地環境

日本は気温と降水量が適度に保たれており、多くの地域で植生は森林に遷移する。このため古来より人間は、野焼き・放牧・採草（刈り取り）を行い、意図的に半自然草地を維持してきた。半自然草地は、牧草等を播種・栽培する人工草地とは、成り立ちや管理方法が異なり区分される。半自然草地はススキを主体とした植生となるが、これらはおよそ昭和30年代まで、家畜の餌、田畑の肥料（刈敷）、茅葺き屋根の材料等として活用され、人間にとって非常に有効な自然資源であった。しかし昭和40年代以降のライフスタイルの大きな変化によって、半自然草地の多くが不要となり、植林が進む等して、全国的に半自然草地は大きく減少した。

安曇野において草地環境はかつて、採草地や放牧地、農耕地の畦畔、河川の氾濫原等として広く存在していた。オオルリシジミもこうした草地環境に生息していたと考えられる。安曇野では、農耕地の畦畔に殺虫効果のため意図的にクララが植栽されており、オオルリシジミにとって格好の生息地であった。昭和40年代以降、全国的な傾向と同様に安曇野においても草地環境は大きく減少し、山間地等集落から距離のある場所の採草地や放牧地は姿を消したが、水田の畦畔等にモザイク状に残った草地環境でオオルリシジミは生き延びてきた。これはオオルリシジミ九州亜種が、集落から離れた草原環境である放牧地等を生息地としていることとは対照的といえる。

このような中で、農耕地の畦畔は現代も草刈りが継続して行われ、昭和30年代以前の草地環境を受け継ぐ植生であり、重要性が高まっている。しかし近年は、圃場整備に伴う外来植物の増加や農薬の影響等により、種の多様性が低下している現状も指摘されている。

### (2) 草地環境の生物多様性

生物多様性とは、生物多様性基本法第2条第1項において「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間および種内に様々な差異が存在すること」と定義されており、生物の豊かな個性とつながりのことをいう。生物多様性条約では、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしている。生物多様性は衣食住に係る様々な恵みを人類に与えており、それぞれの地域に見られる文化の多様性を支えている。

本計画では「種の多様性」に着目し、安曇野のオオルリシジミを取りまく草地環境としての農耕地の畦畔や堰で、昭和30年代以前に見られた代表的な動植物種を、表2に記載した。

表2 昭和30年代以前に見られた代表的な動植物

動物	オオルリシジミ、ミヤマシジミ、ヒョウモンチョウ、ヒメシロチョウ、ベニモンマダラ
植物	ワレモコウ、チダケサシ、カワラマツバ、アヤメ、ユウスゲ、クララ、ツルフジバカマ、ススキ

希少種保全は、例えば「オオルリシジミとクララだけを守ればよい」という視点に陥りがちである。しかし、オオルリシジミについて、その生息する草地環境がどのように形成・維持されていったのか、チョウが人間の暮らしと共にあった歴史や、オオルリシジミと同じ環境に暮らす生物たちのことも併せて考えることで、オオルリシジミの存在が人間や周辺の動植物と不可分の関係にあることを理解でき、さらに広い視野を持った保全活動につながると考えられる。

昭和30年代以前は、人間は草地環境から必要な分を資源として採取し、野焼きによって草地環境全体を定期的に更新した。これは「除草」ではなく、「草刈り」という語に象徴的である。オオルリシジミの生息環境の保全のために選別的草刈りを継続することは、草地環境を維持することにつながり、本種のみならず前述のような様々な草地に適応した動植物にとって良好な環境を形成し、「種の多様性」及び「生態系の多様性」の維持・増大に寄与する。また、野焼きはオオルリシジミの卵に寄生するメアカタマゴバチの寄生抑制対策としての有効性が信州大学の研究で実証されており、放置すると森林に遷移する半自然草地環境の維持と併せて重要である。前項のとおり、半自然草地は全国的に減少しており、安曇野市内においても良好な半自然草地は限られていることから、市全体の生物多様性保全の観点からも価値の高い環境となり得る。

### (3) オオルリシジミをとりまく景観

里山とは、集落とそれをとりまく二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域のことである。里山の環境は、農林業等に伴うさまざまな人間の働きかけを通じて形成・維持されてきた。その管理方法は伝統的な技術として確立され、長い年月にわたる持続可能（循環的）な利用が行われる。里山では、比較的狭い空間に多様な景観と生態系がモザイク状に配置されていることが特徴のひとつであり、地域に根ざした高い生物多様性が保持される。

過去の記録や調査、聞き取りによると、安曇野では昭和30年代の里山がこのような姿に最も近いと考えられる。したがって、本計画においては、昭和30年代の安曇野の里山を、土地利用を含めた景観や生態系、生物種等における参照すべき基底のモデルとしつつ、これから未来に向けての同時代的な変化を許容していくことが重要であると考えられる。

安曇野市は、平成22年（2010）9月に安曇野市景観条例を交付し、同年11月1日に景観行政団体<sup>1</sup>に移行した。さらに、平成23年（2011）4月に景観法に基づく安曇野市景観計画を施行した。安曇野におけるオオルリシジミの生息域である田園地帯は、同計画では「田園エリア」に区分され、農地・古くから散在する集落・新しい住宅地及びそれらの背景に広がる北アルプスの山並みと一体となって安曇野特有の田園風景をつくり出しているという価値付けがなされている。また、安曇野市景観条例第27条第1項に基づき、市内25か所で景観づくり住民協定が締結されており、各区域独自のルールが設定されている。

本天然記念物の保護が、景観計画で価値付けられた安曇野特有の田園風景を基軸としつつ、さらに踏み込んでオオルリシジミの生息環境における種の多様性の重要度を念頭におき、オオルリシジミをとりまく景観そのものの変化をより安曇野らしい方向へ導く第一歩としたいと考える。

<sup>1</sup> 景観法第7条で定義する景観行政をつかさどる行政機構。

## 6 天然記念物の価値

### (1) 本質的価値を示す諸要素

<p>オオルリシジミ 本州亜種</p>	<p>瑠璃色の翅をもつ大型のシジミチョウ。かつては東北、中部・関東地方に生息していたが現在は長野県内の安曇野市をふくむ3か所でしか見られない。なお、九州の阿蘇地方にはオオルリシジミ九州亜種が生息する。</p>	
<p>クララ</p>	<p>マメ科の多年生草本でオオルリシジミの唯一の食草。オオルリシジミの幼虫は、クララの蕾・花のみを食す。有毒植物<sup>1</sup>であり、かつては「ウジゴロシ」とも呼ばれ、殺虫剤として利用された。</p>	
<p>草地環境</p>	<p>オオルリシジミは草地環境に適応した種のため、草地が放置され森林化が進むと生息できない。安定した草地環境を維持し、オオルリシジミの食草や蜜源を保全することが生息の条件である。</p>	

オオルリシジミ本州亜種

クララ

草地環境（保護区）

<sup>1</sup> 全草に有毒成分であるアルカロイドを含むため、口に入れないように注意する。ふつうはウルシ類のように触れることによってかぶれることはないが、触ったあとは手を洗うようにする。



(2) その他の諸要素

<p>草地環境の 生物多様性</p>	<p>オオルリシジミが生息するような草地環境は人間が意図的に維持してきた半自然環境であり、そこに適応した生態系を育んできた。しかし現代では急速に失われており、絶滅危惧種も多い。オオルリシジミを保全することで、草地性の多様な動植物の保全につながる。</p>	
<p>オオルリシジミ をとりまく景観</p>	<p>草地環境を含む里山は、多様な景観と生態系がモザイク状に配置され、高い生物多様性が保持される。オオルリシジミや草地環境の保全は、これらを取りまく安曇野らしい里山の景観の保全につながる。具体的には、地域資源が持続可能なシステムで利用され、また生物多様性も高かったとされる昭和30年代の里山の景観がモデルである。</p>	

ベニモンマダラ

堰（水路）の風景



オオルリシジミの生息環境（南から）

## 第3章 天然記念物の保存活用及び整備

### 1 保存活用及び整備の現状・課題及び方向性

計画区域（第2章3）ごとに、本質的価値及びその他の価値を構成する諸要素（第2章5）とその現状・課題及び方向性を付表1にまとめた。

#### (1) 累代飼育

安曇野のオオルリシジミは、1か所に生き残った個体群を保護<sup>1</sup>してきたため、遺伝的多様性に乏しく、天敵や菌類、ウイルス等の増殖に対し、極めて脆弱な存在である。現在、オオルリシジミは自然発生が続いているとはいえ、突然姿を消すリスクは依然として高い。そこで、管理団体では飼育ボランティアに累代飼育を依頼し、セーフティネットとして位置付けている。

累代飼育を依頼している飼育ボランティアはチョウ類、特にオオルリシジミに関する知識と飼育技術を持つ者で、管理団体が認める者である。

オオルリシジミの保護にとって累代飼育は不可欠であり、今後も飼育を継続する。



累代飼育

#### (2) 放蝶

「活用区」における放蝶は、希少種であるオオルリシジミを誰もが身近に観察できる場所と機会を提供するものである。

実施主体は、国営公園及び保護対策会議とする。

例年、5月5日のこどもの日のイベントとして、飼育された蛹をクララの根本に置く作業を行っている。

「活用区」のうち国営公園の田園文化ゾーンは、オオルリシジミを間近で観察できる場所として全国に知られつつある。当面は同様の取り組みを続ける。



蛹を放す活動

<sup>1</sup> ここでは動植物の個体・個体群の保護の意味。



### (3)「保護区」での保存活用及び整備

「保護区」は、本天然記念物やその生育環境の保全を最優先する区域である。このため、一般人の立入を制限しており、管理団体が発生時期に観察会を実施する等して活用をはかっている。クララの生育密度も高い。日常的な管理として、管理団体及び国営公園が野焼きや選別的な草刈りを継続しており、本天然記念物にとって理想的な草地環境を維持している。

「保護区」での保存活用及び整備の課題は、本天然記念物の種の保存、現在の環境の維持及び環境保全活動の継続である。



保護区での野焼き

この課題を解決するため、「保護区」における保存の方向性としては、第一に本天然記念物の種の保存を優先し、生息環境の保全に加え管理団体による累代飼育を継続する。また活用面では、反復継続的な普及公開はせず、個別の自然観察会等の普及公開事業を実施することで、生息環境を含めた本天然記念物の価値を周知する。整備の方向性としては、原則として生息環境への影響が大きい大規模な地形改変等は極力行わないことが望ましい。既存の工作物等の更新や、保存活用のための設備等の設置は、本天然記念物の生息環境への影響を最小限にすることを配慮するとともに、設計において材質・形状・色調についても検討する。

### (4)「活用区」での保存活用及び整備

「活用区」は、国営公園の田園文化ゾーン・里山文化ゾーンに設けられており、オオルリシジミ及びクララを間近で観察できる場所として、活用事業に積極的に利用することを念頭においた区域である。「活用区」では、メアカタマゴバチの寄生率が高く放蝶しても定着しないため、管理団体が継続的に放蝶して来園者の利用に供している。このため、全国で唯一オオルリシジミの観察ができる公園として来園者に親しまれており、オオルリシジミが自然の象徴として安曇野市のイメージアップに寄与している。

「活用区」での課題としては、まず自然発生率の低さがあげられる。さらに、生息環境の保全に関連して、蜜源や草地環境の維持のための草刈り・植栽についても、国営公園の公園管理と調整する必要がある。また、不適切な採集に対する対策も必要である。

「活用区」での保存活用の方向性として、本天然記念物の普及啓発を主な目的とした活動を推進する。この活動は、オオルリシジミやクララだけでなく、その生息環境や人間活動との関係性まで念頭に置いたものであることが望ましい。こういった活動の中で、効果を検証しながら放蝶も継続する。施設整備の方向性は、一義的には国営公園の方針によるが、本天然記念物の保存活用にかかる前述の課題を各関係機関が共有して実施することが望ましい。

#### (5) 「その他の区域」での保存活用及び整備

「その他の区域」は、「保護区」「活用区」以外の安曇野市全域のうち本天然記念物が生息している地域を念頭に設定した。近年は、管理団体や地域住民がクララの植栽等の環境整備を積極的に展開しており、国営公園の範囲外でのオオルリシジミの生息地が拡大傾向にある。この区域は大半が民有地であるため、本天然記念物の保存活用の主体は土地所有者等となり、行政は保存活用について周知をし、保護意識を高める役割を担う。

安曇野市の小中学校では郷土学習のテーマとしてオオルリシジミを取り上げる事例が増えている。主な活動内容は、学校内にクララを植える、保護対策会議メンバーの話を聴く、「保護区」の観察会を行う等である。例えば、穂高西小学校では以前からクララを学校内に植え、オオルリシジミの来訪に備えている。令和2年（2020）度には観察会のほかに、柵を作ってクララを保全、サインやポスターの制作、学校放送の番組の制作等を行った。オオルリシジミを通して郷土の自然だけでなく、昔の人々の暮らしを知ることにもつながっている。今後も郷土の自然への理解を深めるアプローチの手段としてのオオルリシジミの活用が見込まれる。

岩原区（堀金烏川）ではオオルリシジミの食草であるクララの苗を育て、それを無料配布する活動を始めている。また、区内にクララを植える活動を継続した結果、国営公園に近接する立地のためオオルリシジミが「保護区」の外に生息域を拡大し、令和3年（2021）度には地区内で発生していることが明らかになった。岩原区の事例は、オオルリシジミを通じて地域のつながりを深めた好例である。現在、保護対策会議に協力を申し出る地区がいくつか出てきており、今後も地域おこしにつながる可能性がある。

「その他の区域」での課題のうち保存にかかるものとして、本天然記念物の保存にかかる環境整備の主体が市民にあることがあげられる。この課題に対し、行政は市民に対して保存活用について望ましい環境や不適切な採集の禁止等を周知する必要がある。活用にかかる面としては、前述のとおり小中学校や国営公園、地域住民がそれぞれの立場でオオルリシジミの保護や学習を展開している現状を踏まえ、これらを推進するとともに、草地環境も含めた里山の生物多様性やその保全についても学びを深めていくことが重要であると考えられる。

「その他の区域」での保存活用の方向性としては、主体となる市民の保護活動を推進することで、オオルリシジミの生息環境から、生物多様性や先人たちの暮らしを学び、それらが安曇野の里山の景観を形成していることを通じて、郷土への愛着や景観への配慮が深まることを期待する。

## 第4章 現状変更等に関する事項

### 1 現状変更等の考え方

本天然記念物の現状を変更しようとするとき、又は保存に影響を及ぼすおそれがある行為をしようとするとき（これらを併せて「現状変更等」とする。）は、安曇野市文化財保護条例（以下、「条例」とする。）第6条（3）・（4）及び安曇野市文化財保護条例施行規則（以下、「規則」とする。）第10条の規定に基づき運用する。その概要は、図6のとおりである。

なお、参考として文化財保護法における現状変更等の取扱いを図7に示す。

また、本計画では、現状変更等の取扱いにかかわる共通事項を以下のとおり定める。

#### 現状変更等の取扱いにかかわる共通事項

- 1 現状変更等は、本計画第3章1の記載に配慮する。
- 2 「保護区」「活用区」で現状変更等を行う場合は、関係機関と調整をはかる。
- 3 関係する各法令、計画と調整をはかる。

#### 安曇野市文化財保護条例

第6条 指定文化財の所有者等が、次に掲げる行為をしようとするときは、事前にその事由を教育委員会に申請して許可を得なければならない。

- （1）所有者等が住所又は氏名若しくは名称を変更しようとするとき。
- （2）所有権を移転しようとするとき。
- （3）現状を変更しようとするとき。
- （4）前3号に定めるもののほか、指定文化財の保存に影響を及ぼすおそれがある行為をしようとするとき。

#### 安曇野市文化財保護条例施行規則

第10条 条例第6条第1項第3号及び第4号に規定する許可を受けようとする者は、有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物現状変更等許可申請書（様式第9号）により申請しなければならない。ただし、次に該当する場合は、措置が終了した後、有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物現状変更等届出書（様式第9号）により届け出なければならない。

- （1）非常災害のために必要な応急措置をとるとき。
- （2）文化財が損傷するおそれがある場合において、当該文化財を保存するための補強の措置をとるとき。
- （3）文化財が損傷し、又は衰えている場合において、当該損傷又は衰えの拡大を防止するための応急の措置をとるとき。

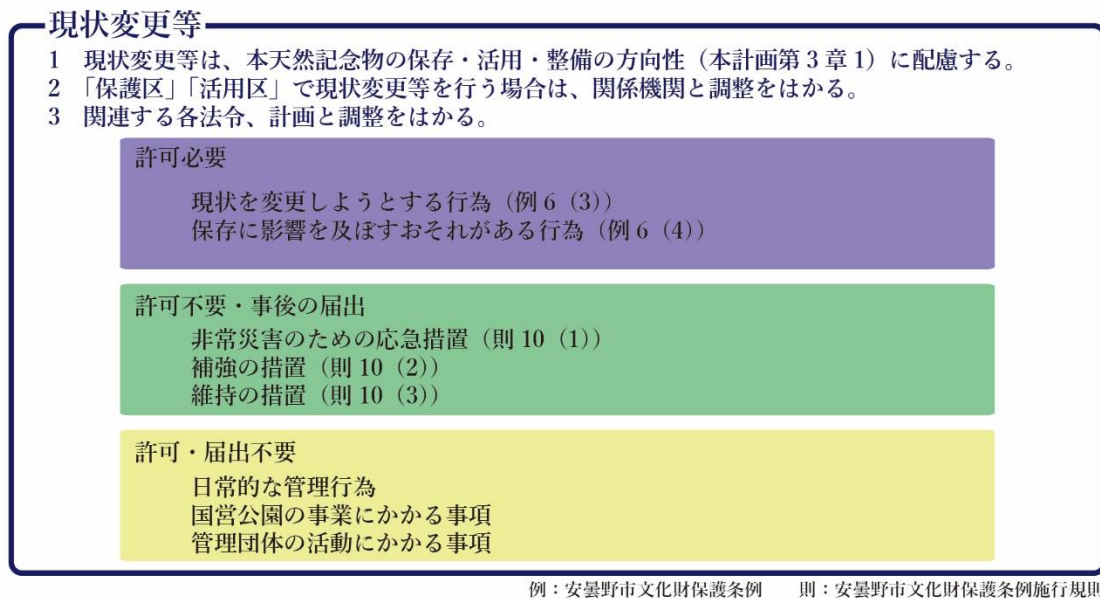


図6 現状変更等のイメージ



図7 参考：文化財保護法における現状変更等のイメージ

本天然記念物の保存活用にあたり、現状変更等のうち条例第6条（3）に該当する行為を「現状変更」、同条（4）に該当する行為を「保存に影響を及ぼすおそれがある行為」として事前に市教委の許可が必要な行為とする。

ただし、このうち規則10条（1）に該当する行為は「非常災害のための応急措置」、同条（2）に該当する行為は「補強の措置」、同条（3）に該当する行為は「維持の措置」として事前の許可申請を不要とし、事後の届出が必要な行為とする。

また、日常的な管理行為、国営公園の事業にかかる事項、管理団体の活動にかかる事項については、本計画第4章1に記載した「現状変更等の取扱いにかかわる共通事項」に配慮したうえで許可・届出不要とする。

## 2 事後の届出が必要な行為

以下の行為については、条例第6条(3)・(4)に規定する事前の許可を不要とし、事後の届出が必要なものとして定める。

### (1) 非常災害のための応急措置

規則第10条(1)で規定する「非常災害のための応急措置」は、本天然記念物が被災した場合又は被災するおそれのある場合の緊急を要する行為を念頭においており、具体例は以下のとおりである。なお、以下の具体例に該当するが緊急を要さない場合は、条例第6条(3)・(4)の規定により運用する。

- ▼被災するおそれが極めて高い場合の本天然記念物の緊急を要する移動
- ▼損壊・焼失した建物・構造物・竹木の緊急を要する撤去及び整地
- ▼災害によって移動した土砂・岩石の緊急を要する除去
- ▼その他の緊急を要する応急措置
- ▼上記に伴う仮設工事等

### (2) 補強の措置

規則第10条(2)で規定する「文化財が損傷するおそれがある場合において、当該文化財を保存するための補強の措置」は、本天然記念物の本質的価値が減ずる影響が及ぶおそれのある場合に、当該影響を軽減するための行為を念頭においており、具体例は以下のとおりである。

- ▼土木工事・農地整備等によって生息地<sup>1</sup>が損壊・消滅してしまうことが明らかな場合の、本天然記念物の移動、クララの移植
- ▼生息地及び近接地で倒木・落石・構造物の倒壊等の恐れがある場合の、これらの除去

### (3) 維持の措置

規則第10条(3)で規定する「文化財が損傷し、又は衰えている場合において、当該損傷又は衰えの拡大を防止するための応急の措置」は、本天然記念物の本質的価値が減じている場合に、価値の減少を防止するために緊急的に行う行為を念頭においており、具体例は以下のとおりである。なお、以下の具体例に該当するが緊急を要さない場合は、条例第6条(3)・(4)の規定により運用する。

- ▼土木工事・農地整備等によって生息地が損壊・消滅しつつある場合の、応急的な本天然記念物の移動
- ▼その他天然記念物の維持のための応急の措置

<sup>1</sup> 現に本天然記念物の生息を確認した地域及び生息している蓋然性が極めて高い地域。



### 3 許可及び事後の届出が不要な行為

以下の行為については、条例第6条(3)・(4)に規定する事前の許可及び規則第10条(1)～(3)に規定する事後の届出を不要として定める。

#### (1) 日常的な管理行為

日常的な管理行為とは、草地環境や水田農耕にかかわる環境の維持のうち天然記念物の保存に対して影響がごく軽微なものを念頭においており、具体例は以下のとおりである。なお、オオルリシジミが成虫・卵・幼虫の時期に以下の行為を行う場合は、影響を最小限にするよう配慮することが望ましい。

- ▼草地環境維持のための野焼き、草刈り等の管理行為
- ▼生息地及びその付近での特定外来生物等の防除
- ▼生息地付近で工事等が行われる場合の防護柵・注意喚起するための表示等
- ▼本天然記念物が不適切に採集されないよう注意喚起するための表示等
- ▼水田耕作、畑作等の農業にかかる日常的な農地保全
- ▼生息地及び生息地付近における、宅地・道路等での園芸
- ▼既存の施設の同規模、同形状、同色での復旧・交換
- ▼既存の道路・水路・樹木・構造物等の維持管理・修理

#### (2) 国営公園の事業にかかる事項

生息地及び生息地付近で、本天然記念物の保存に配慮したうえで国営公園が事業のために行う行為は、事前の許可及び事後の届出を不要とする。ただし、「保護区」で地形の改変を伴う工事等の本天然記念物に影響を及ぼす行為を行う場合は、必要に応じて管理団体及び市教委と協議し取扱いを決定する。

#### (3) 管理団体の活動にかかる事項

生息地及び生息地付近で、本天然記念物の保存に配慮したうえで管理団体が活動の一環として行う行為は、事前の許可及び事後の届出を不要とする。

### 4 現状変更等の取扱基準

条例第6条(3)・(4)に相当する案件のうち、本計画第4章2・3に該当しないものについては、事前に市教委の許可が必要である。この許可申請に関して、第3章1に記載した保存活用及び整備の現状・課題及び方向性に基づき、計画区域ごとに現状変更等の取扱基準を付表2にまとめた。



## 5 滅失等の考え方

条例第6条2の規定により、指定文化財の所有者等は、指定文化財の全部又は一部を滅失し、若しくは損傷し、又は亡失したとき（以下、「滅失等」とする。）は、市教委に届け出なければならない。

### 安曇野市文化財保護条例

第6条

2 指定文化財の所有者等は、指定文化財の全部又は一部を滅失し、若しくは損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

本計画第2章4のとおり、本天然記念物は6月頃の産卵期を経て成虫は死亡する。また、自然状態においても成虫になる前に死亡する個体も相当数存在し、この傾向は人工飼育下でも同様である。このため、オオルリシジミの生活史に沿って各個体が死亡すること自体が本天然記念物の価値を減ずるとは考えられず、各自然死亡個体に対して条例第6条2の規定のとおり届け出を行うことは実態に即しない。したがって、本天然記念物おける滅失等の考え方を以下のとおり運用する。

滅失	オオルリシジミを、相当な長期間にわたって確認できない場合 各計画区域全域でオオルリシジミの生息環境が完全に失われた場合
損傷	各計画区域の一部でオオルリシジミの生息環境が完全に失われた場合
亡失	想定しない

なお、「その他の区域」において、農業等の生業のための草刈り等でオオルリシジミが卵・幼虫の時期にクララを刈り取ってしまうことが想定できる。故意にオオルリシジミを殺傷する目的で、クララの刈り取りを行うことは本計画の趣旨に反するが、故意なくオオルリシジミを殺傷してしまった場合は滅失等の届出を不要とする。ただし、死亡個体を標本にする等の場合は、本計画第4章4及び付表2の記載に拠る。

## 6 他の制度との調整

オオルリシジミ本州亜種は環境省・長野県・安曇野市のレッドリストで絶滅の危機に瀕した種として選定されているほか、長野県指定希少野生動植物保護条例においても「オオルリシジミ保護回復事業計画」が策定されている。オオルリシジミの保護のためには、環境省、国土交通省、長野県、安曇野市と連携を取りながら、他の制度との調整も行う必要がある。

### (1) レッドリスト

環境省のレッドリストで絶滅危惧ⅠA類（CR）、長野県版レッドリストで絶滅危惧ⅠB類（EN）、安曇野市版レッドリストで絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）となっており、いずれも絶滅の危機に瀕した種として選定されている。

### (2) 長野県指定希少野生動植物保護条例

長野県指定希少野生動植物保護条例により指定希少野生動植物になっている。指定希少野生動植物の捕獲・採取等行う場合は知事に届出が必要となる。また、「オオルリシジミの保護回復事業計画」が策定され、安曇野市においては生息に適した環境の整備、自然発生の状態の回復が記載されている。また、本条例には罰則規定が設けられている。

### (3) 都市公園法

「保護区」は国営公園内にあるため、保護のための捕獲行為や啓発のための観察会等は都市公園法の許認可等が必要な場合がある。

### (4) 安曇野市景観条例

景観法第8条第1項及び安曇野市景観条例第7条第1項に基づき策定された安曇野市景観計画に則り、同計画の主旨に沿った構造物等の設計・施工をする必要がある。

### (5) 安曇野市環境基本条例

安曇野市環境基本条例に基づいて策定された第2次安曇野市環境基本計画に、貴重な動植物の保全活動が記載されている。この中で、「シンボル種（オオルリシジミなど地域の生態系を代表する種）やレッドリスト種などの保護活動」が推進する取り組みとして挙げられている。

## 第5章 運営体制及び計画期間

### 1 保存活用の運営体制の基本方針

安曇野市におけるオオルリシジミの保存活用は、市民、協力者、有識者、教育・研究機関、行政が連携し、保護対策会議を設立して活動してきた。この連携は、オオルリシジミの保存活用に対して、理想的な体制であるといえる。

そこで、本天然記念物の保存活用にかかわる本計画の運営体制について、基本方針を次のとおり定める。

#### 保存活用の運営体制の基本方針

##### 1 市民・協力者・教育機関・行政の連携推進

保護対策会議を管理団体とし、この管理団体を核とした保存活用の組織連携を推進する。

##### 2 行政内での連携による天然記念物の保存活用

自然環境保護・文化財保護・学校教育・生涯学習・まちづくり推進・観光交流促進等を所管する関連部署との連携を推進する。

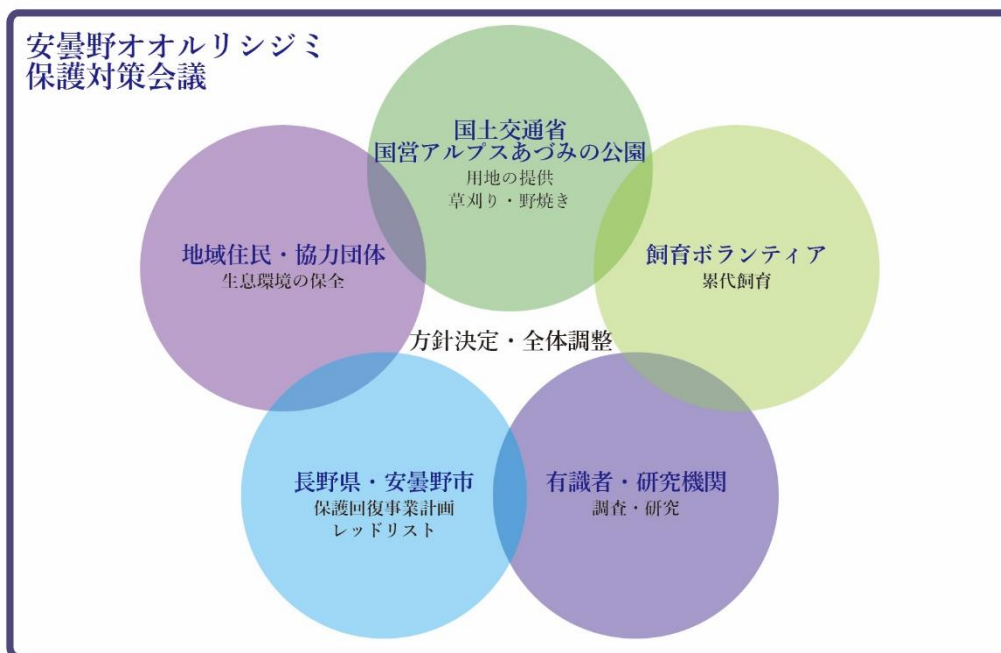


図8 管理団体の活動体制

## 2 保存活用の体制と役割

<p><b>市民</b></p>	<p>安曇野市民は、本天然記念物の保存活用の主体として、本計画の推進を担い、オオルリシジミの個体の保護、種の保存、生息環境の保全に積極的に取り組む。また、本天然記念物の価値を学習することで、安曇野市の自然・文化への理解を深める。</p>
<p><b>安曇野オオルリシジミ保護対策会議</b></p>	<p>安曇野市において、オオルリシジミに関する唯一の保存管理団体で、研究者、市民、団体、行政等からなる協議会。毎年、オオルリシジミの発生、分布状況を把握しながら保存活用の方針を決定し、市民や各団体、行政等と連携を図りながら総括的な活動を行う。</p>
<p><b>協力者・有識者</b></p>	<p>オオルリシジミにかかる有識者・研究機関、地域住民・協力団体、飼育ボランティア等。いずれの関係者も保護対策会議に所属する。</p>
<p><b>国営アルプスあづみの公園</b></p>	<p>「保護区」及び「活用区」の生息環境の保全を担う。生息地の草刈り、野焼き等のほか、クララの自生地拡大等を目指し、国営公園内にオオルリシジミの発生環境を広げていく。また、田園文化ゾーンでは、オオルリシジミへの理解を深める啓発活動を推進する。保護対策会議に所属する。</p>
<p><b>安曇野市</b></p>	<p>安曇野市は、天然記念物保護の事務局を安曇野市教育委員会教育部文化課におく。文化課は、本計画の推進のほか、現状変更の届出、保存活用にかかる経費の補助を担う。また、環境課は安曇野市環境基本計画の記載に基づき、文化課と連携して貴重な動物の保全を担当する。</p>
<p><b>長野県</b></p>	<p>本種は平成18年（2006）に長野県希少野生動植物保護条例の定める指定希少野生動植物であり、採集の禁止等の規制がある。平成19年（2007）には「オオルリシジミ保護回復事業計画」を策定し、保護回復事業を示している。</p>

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、10年とする。



## 参考文献（五十音順）

- 安曇野市市民生活部環境課編 2014 『安曇野市版レッドデータブック』 安曇野市
- 岩原自然と文化を守り育てる会編 2019 『ガイドブック これぞ安曇野 岩原のタカラ』 代表百瀬新治
- 環境省 2020 『【昆虫類】環境省レッドリスト2020』 <http://www.env.go.jp/press/107905.html>（令和3年12月6日）
- 江田慧子・平林純之介・中村寛志 2009 「長野県安曇野における卵寄生蜂メアカタマゴバチによるオオルリシジミ卵への寄生について」『日本環境動物昆虫学会誌』20-3 pp.95-102
- 江田慧子・中村寛志 2010 「長野県安曇野における野焼きがメアカタマゴバチによるオオルリシジミ卵への寄生に及ぼす影響について」『日本環境動物昆虫学会誌』21-2 pp.93-98
- 須賀丈・岡本透・丑丸敦史 2012 『草地と日本人 日本列島草原1万年の旅』 築地書館
- 田淵行男 1983 『山の絵本 安曇野の蝶』 講談社
- 長野県環境部自然保護課ほか編 2014 『長野県版レッドリストー長野県の絶滅のおそれのある野生動植物一植物編』 長野県環境部自然保護課ほか
- 長野県環境部自然保護課ほか編 2015 『長野県版レッドリストー長野県の絶滅のおそれのある野生動植物一動物編』 長野県環境部自然保護課ほか
- 浜栄一 2007 「蛹の野外導入によるオオルリシジミの保護」『昆虫と自然』42 pp.27-31
- 平林純之介・江田慧子・中村寛志 2009 「国営アルプスあづみの公園保護区におけるオオルリシジミ *Shijimiaeoides divinus barine* 蛹導入個体群に関する生命表調査」『信州大学農学部紀要』45 pp.21-30
- 福田晴夫ほか 1984 『日本原色蝶類生態図鑑Ⅲ』 保育社
- 宮下直ほか 2017 『生物多様性概論』 朝倉書店
- 湯本貴和編 2011 『シリーズ日本列島の三万五千年一人と自然の環境史 第1巻 環境史とは何か』 文一総合出版
- 湯本貴和編 2011 『シリーズ日本列島の三万五千年一人と自然の環境史 第2巻 野と原の環境史』 文一総合出版

## 資料

### 安曇野市文化財保護条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 238 号

改正

平成 19 年 6 月 29 日条例第 27 号

平成 20 年 12 月 25 日条例第 50 号

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)に基づき、安曇野市の区域内に存する文化財の保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に貢献することを目的とする。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第 2 条 安曇野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定等)

第 3 条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財(国又は長野県の指定を受けた文化財を除く。)のうち重要なものを次に掲げるそれぞれの文化財(以下「指定文化財」という。)として指定することができる。ただし、第 2 号及び第 4 号の指定をするに当たっては、当該文化財の保持者又は保持団体(安曇野市無形文化財及び安曇野市無形民俗文化財を保持するものが主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定するものとする。

(1) 安曇野市有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

(2) 安曇野市無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの

(3) 安曇野市有形民俗文化財 無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民の生活推移を理解するため欠くことのできないもの

(4) 安曇野市無形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の物件で、市民の生活推移を理解するため欠くことのできないもの

(5) 安曇野市史跡 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの

(6) 安曇野市名勝 庭園、橋りょう、山岳その他の名勝地で、市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの

(7) 安曇野市天然記念物 動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で、市にとって学術上価値の高いもの

(8) 安曇野市文化的景観 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、市民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

(9) 安曇野市伝統的建造物群 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している建造物群で価値の高いもの

2 教育委員会は、前項の規定による指定又は認定をしようとするときは、あらかじめ当該文化財の所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

(解除)

第 4 条 指定文化財が国又は県の文化財として指定されたときは、当該指定は解除されたものとする。

2 教育委員会は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定又は認定の解除をすることができる。

- (1) 指定文化財としての価値を失ったとき。
- (2) 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき。
- (3) 保持者が心身の故障により適当でなくなったとき。
- (4) 保持団体がその構成員の異動等のため保持団体として適当でなくなったとき。
- (5) その他特別な事由があると認められるとき。  
(諮問及び告示等)

第5条 教育委員会は、文化財の指定、認定又は解除しようとするときは、あらかじめ安曇野市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

- 2 教育委員会は、文化財の指定、認定又は解除したときは、その旨を告示するとともに、所有者等へ通知しなければならない。  
(行為の制限等)

第6条 指定文化財の所有者等が、次に掲げる行為をしようとするときは、事前にその事由を教育委員会に申請して許可を得なければならない。

- (1) 所有者等が住所又は氏名若しくは名称を変更しようとするとき。
- (2) 所有権を移転しようとするとき。
- (3) 現状を変更しようとするとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定文化財の保存に影響を及ぼすおそれがある行為をしようとするとき。
- 2 指定文化財の所有者等は、指定文化財の全部又は一部を滅失し、若しくは損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。  
(公開)

第7条 指定文化財の所有者等は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に管理、保存及び保護するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

- 2 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、期

限を限って当該指定文化財の公開及び出品を勧告することができる。

(指示又は助言)

第8条 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、その管理、保存及び保護について必要な指示又は助言を行うものとする。

(経費の補助)

第9条 市長は、文化財の管理、保存、保護、公開等につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に耐えない場合その他特別な事情がある場合には、その経費の一部について予算の範囲内で補助することができる。

(報告及び調査)

第10条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定文化財の所有者等に対し、当該指定文化財の現状等について報告を求めることができる。

- 2 教育委員会は、前項の報告によって状況を確認することが困難であるときは、所有者等の同意を得て当該指定文化財の立入り調査を行うことができる。

(審議会)

第11条 法第190条の規定に基づき、安曇野市文化財保護審議会を置く。

- 2 審議会の委員は、5人とし、文化財に関する学識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 特定の事項を審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に会長を置き、委員が互選する。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決

## 資料

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査委員会)

第 13 条 教育委員会は、文化財の適正な把握を目的として安曇野市文化財調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会の組織と運営については別に定める。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊科町文化財保護条例(昭和 41 年豊科町条例第 30 号)、穂高町文化財保護条例(平成 13 年穂高町条例第 25 号)、三郷村文化財保護条例(昭和 53 年三郷村条例第 16 号)、堀金村文化財保護条例(昭和 39 年堀金村条例第 12 号)又は明科町文化財保護条例(昭和 46 年明科町条例第 10 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により指定又は認定を受けた文化財は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為(前項の規定に該当するものを除く。)は、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年 6 月 29 日条例第 27 号)

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日条例第 50 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 安曇野市文化財保護条例施行規則(抄)

平成 17 年 10 月 1 日教育委員会規則第 33 号

改正

平成 26 年 6 月 30 日教委規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安曇野市文化財保護条例(平成 17 年安曇野市条例第 238 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定書)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に規定する指定は、文化財指定書(様式第 1 号)によるものとする。

(指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項による指定を受けようとする者は、文化財指定申請書(様式第 2 号)により申請しなければならない。

(指定の同意)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項に規定する同意は、文化財指定同意書(様式第 3 号)によるものとする。

(認定書の交付)

第 5 条 条例第 3 条第 1 項に規定する認定は、無形文化財・無形民俗文化財保持者(保持団体・保存団体)認定書(様式第 4 号)によるものとする。

(指定及び認定の解除)

第 6 条 条例第 4 条に規定する指定又は認定の解除があったときは、条例第 3 条第 1 項に規定する指定又は認定を受けた者は、速やかに指定書又は認定書を教育委員会に返付しなければならない。

(保持者等の氏名変更等の届出)

第 7 条 条例第 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当する場合は、次に定める様式により届け出なければならない。

(1) 保持者が死亡し、又は保持団体(保存団体)が解散したときは、無形文化財・無形民俗文化財保持者(保持団体・保存団体)心身の故障・死亡(解散)届出書(様式第 5 号)

(2) 保持者が心身の故障により適当でなくなったと



きは、無形文化財・無形民俗文化財保持者（保持団体・保存団体）心身の故障・死亡（解散）届出書（様式第5号）

(3) 保持者若しくは保持団体（保存団体）が氏名、名称、代表者若しくは住所を変更し、又は構成員に異動を生じたときは、無形文化財・無形民俗文化財保持者（保持団体・保存団体）氏名等変更届出書（様式第6号）

（所有者等の変更等の届出）

第8条 条例第6条第1項第1号に規定する届出は、有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物所有者（占有者・管理責任者）氏名（名称・住所）変更届出書（様式第7号）により届け出なければならない。

第9条 条例第6条第1項第2号に規定する届出は、有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物所有者（占有者）変更届出書（様式第8号）により届け出なければならない。ただし、次に該当する場合は、届出を省略又は事後報告で足りるものとする。

(1) 前条又は本条に規定する変更届出書が提出されている場合で、修理のため一時的に所在の場所を変更する場合又は公開のため一時的に所在の場所を変更する場合

(2) 非常災害のため緊急措置として所在の場所を変更した場合

（現状変更等の許可の申請）

第10条 条例第6条第1項第3号及び第4号に規定する許可を受けようとする者は、有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物現状変更等許可申請書（様式第9号）により申請しなければならない。ただし、次に該当する場合は、措置が終了した後、有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物現状変更等届出書（様式第9号）により届け出なければならない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置をとるとき。

(2) 文化財が損傷するおそれがある場合において、

当該文化財を保存するための補強の措置をとるとき。

(3) 文化財が損傷し、又は衰えている場合において、当該損傷又は衰えの拡大を防止するための応急の措置をとるとき。

2 安曇野市有形文化財・安曇野市有形民俗文化財・安曇野市史跡・安曇野市名勝・安曇野市天然記念物の修理（復旧）・保護措置をとる場合は、あらかじめ、有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物修理（復旧）・保護措置届出書（様式第10号）により届け出なければならない。

（滅失、損傷等の届出）

第11条 条例第6条第2項に規定する届出は、有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物滅失（損傷・亡失・盗難）届出書（様式第11号）により届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の文化財保護条例施行規則（平成14年穂高町教育委員会規則第8号）、文化財保護条例施行規則（昭和53年三郷村教育委員会規則第2号）又は堀金村文化財保護条例施行規則（平成3年堀金村教育委員会規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年6月30日教委規則第9号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市教育委員会規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第9号（第10条関係）

有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・  
天然記念物現状変更等許可申請（届出）書

年 月 日

（宛先）安曇野市教育委員会

住 所  
氏 名

安曇野市有形文化財・安曇野市有形民俗文化財・安曇野市史跡・安曇野市名勝・安曇野市天然記念物について、下記のとおり現状を変更（保存に影響を及ぼす行為）したいので許可してください。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 現状変更等の内容及び実施の方法
- 4 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

（添付書類）

- 1 現状変更等の設計仕様書、設計図、見取図及び現状変更等に係る部分のキャビネ型写真
- 2 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときはその資料
- 3 所有者又は占有者の承諾書
- 4 管理責任者がある場合は、管理責任者の意見書

様式第 10 号（第 10 条関係）

有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・  
天然記念物修理（復旧）・保護措置届出書

年 月 日

（宛先）安曇野市教育委員会

住 所  
氏 名

安曇野市有形文化財・安曇野市有形民俗文化財・安曇野市史跡・安曇野市名勝・安曇野市天然  
記念物を下記のとおり修理（復旧）・保護措置します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 修理（復旧）・保護措置を必要とする理由
- 4 修理（復旧）・保護措置の内容及び方法
- 5 修理（復旧）・保護措置の施行者の氏名又は名称及び住所
- 6 修理（復旧）・保護措置の着手及び終了の予定年月日

（添付書類）

- 1 設計仕様書、設計図、見取図及び修理（復旧）・保護措置に係る部分のキャビネ型写真
- 2 管理責任者又は占有者がいる場合は、その者の意見書

様式第 11 号（第 11 条関係）

有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・  
天然記念物滅失（損傷・亡失・盗難）届出書

年 月 日

（宛先）安曇野市教育委員会

住 所  
氏 名

安曇野市有形文化財・安曇野市有形民俗文化財・安曇野市史跡・安曇野市名勝・安曇野市天然  
記念物が、下記のとおり滅失し（損傷し・亡失し・盗み取られ）ました。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 滅失（損傷・亡失・盗難）の事実が生じた日時及び場所
- 4 滅失（損傷・亡失・盗難）の状況及び原因
- 5 滅失（損傷・亡失・盗難）の事実を知った日時及びその後の処置

（添付書類）

状況を示す写真及び見取図



## 安曇野市文化財の指定等の基準並びに無形文化財及び無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準（抄）

安曇野市文化財保護条例（平成 17 年安曇野市条例第 238 号）第 3 条の規定により指定する安曇野市有形文化財、安曇野市無形文化財、安曇野市有形民俗文化財、安曇野市無形民俗文化財、安曇野市史跡、安曇野市名勝及び安曇野市天然記念物の指定基準並びに安曇野市文化的景観及び安曇野市伝統的建造物群の選定基準並びに安曇野市無形文化財及び安曇野市無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準を次のように定める。

### 7 安曇野市天然記念物

(1) 学術上貴重で安曇野市の自然を記念する動物のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの及びその地域

ア 著名な動物としてその保存を必要とする種及びその生息地

イ 個体数の減少が著しく絶滅のおそれのある動物の種及びその生息地

ウ 特に貴重な動物の標本

(2) 学術上貴重で安曇野市の自然を記念する植物のうち、次のアからキまでのいずれかに該当するもの

ア 代表的名木、巨木、老木、栽培植物の原木、並木及び社叢

イ 代表的な原生林、稀有の森林植物相

ウ 代表的な原野植物群落

エ 植物分布の顕著な限界地

オ 池泉、河川等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域

カ 稀有又は絶滅の恐れのある植物の自生地

キ 特に貴重な植物の標本

(3) 学術上貴重で安曇野市の自然を記念する地質鉱物のうち、次のアからカまでのいずれかに該当するもの

ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態

イ 断層、地層の整合及び不整合並びに褶曲、温泉等地殻変動に関する現象

ウ 風化及び浸食に関する地質現象

エ 生物の働きによる地質現象

オ 岩石、鉱物及び化石の貴重な標本

カ 温泉の湧出地及び湧出物

付表 1 保存活用及び整備の現状・課題及び方向性

構成要素			「保護区」			「活用区」			「その他の区域」※2		
			保存活用・整備			保存活用・整備			保存活用・整備		
名称	本/ 他※1	説明	現状	課題	方向性	現状	課題	方向性	現状	課題	方向性
オオルリシジミ 本州亜種	本	瑠璃色の翅をもつ大型のシジミチョウ。かつては東北、中部・関東地方に生息していたが現在は長野県内の安曇野市をふくむ3か所でしか見られない。なお、九州の阿蘇地方にはオオルリシジミ九州亜種が生息する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼オオルリシジミやその生息環境の保全が最優先し、一般人の立入は制限される。</li> <li>▼国有地のため長期的に安定した生息環境保全が期待できる。</li> <li>▼発生時期には管理団体が観察会を開催している。</li> <li>▼侵入防止のための木柵、サインがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼選別的草刈りや野焼きなど、オオルリシジミ保全の活動が欠かさない。</li> <li>▼通常、関係者しか立ち入れない。積極的な活用はしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼保全活動を継続する。</li> <li>▼継続的な普及公開は実施しない。</li> <li>▼個別の普及公開事業は、状況に応じて実施する。</li> <li>▼木柵、サインなどは設置や更新を行う。</li> <li>▼原則として地形改変はしない。</li> <li>▼累代飼育は、管理団体が実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼田園文化ゾーンでは、飼育個体を放蝶することにより、来園者にオオルリシジミを見せている。</li> <li>▼全国で唯一オオルリシジミの観察ができる国営公園として積極的に活用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼田園文化ゾーンでは、メアカタマゴバチによる寄生率が高く、放蝶しても定着しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼国営公園と協力して、積極的に普及公開を実施する。</li> <li>▼土地の改変や整備の際は、オオルリシジミやその生息環境に配慮する。</li> <li>▼放蝶の継続は、管理団体の判断による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼地元住民によってクララの自生地が増えた結果、公園外の自然発生が確認され、さらに分布が拡大することが期待できる。</li> <li>▼オオルリシジミが身近になり、興味関心が深まり保全への意識が高まっている。</li> <li>▼採集禁止のサイン等が整備されつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼民有地のため、保全は地権者や地域に委ねられる。</li> <li>▼小中学校で教育目的に放蝶の希望がある。</li> <li>▼採集者等が入っても監視体制に限界がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼捕獲の禁止、理想的な生息環境の保全を目的とする。</li> <li>▼原則として放蝶はしない。放蝶する場合は、管理団体が目的及び影響を総合的に判断して実施する。</li> <li>▼行政は広報・周知をするほか、個別の案件に対して関係者の意見を聴取したうえで助言を行う。</li> </ul>
クララ	本	マメ科の多年生草本でオオルリシジミの唯一の食草。オオルリシジミの幼虫は、クララの蕾・花のみを食す。有毒植物であり、かつては「ウジゴロシ」とも呼ばれ、殺虫剤として利用された。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼最もクララの株が多い場所であり、園内で最も密度が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼保護区の中でも、土手の一部に限られる。</li> <li>▼平地の部分や造成した法面などに植えることは可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼里山環境の保全を念頭に、クララにとって良好な環境を保持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼田園文化ゾーンの池周辺にクララを植栽している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼クララの自生地が限られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼国営公園と協力して、積極的に普及公開を実施する。</li> <li>▼クララの管理は、国営公園の方針による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼地元住民によるクララ植栽の活動が広がり、クララの自生地が増えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼民有地のため、保全は地権者や地域に委ねられる。</li> <li>▼多くの住民に理解を深めてもらうことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼市民による主体的な植栽・管理は、生物多様性や景観に配慮して実施する。</li> <li>▼オオルリシジミの卵・蛹を殺傷しないよう、農地・宅地の改変との調整を図る。</li> </ul>
草地環境	本	オオルリシジミは草地環境に適応した種のため、草地が放置され森林化が進むと生息できない。安定した草地環境を維持し、オオルリシジミの食草や蜜源を保全することが生息の条件である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼オオルリシジミやその生息環境の保全が最優先される。</li> <li>▼草刈りと春先の野焼きを実施。</li> <li>▼草刈りの際はクララを選別して残している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼草刈りの際は蜜源を適度に残す。</li> <li>▼草刈りの際はクララを選別して残す。</li> <li>▼クララ以外の選別的草刈りは、作業員の理解度により差が出て難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼里山環境の保全を念頭に、蜜源となる植物にとって良好な環境を保持する。</li> <li>▼選別的草刈りを徹底する。回数は3回程度を目標とする。</li> <li>▼野焼きなどの保全活動を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼年3回の草刈りを実施している。</li> <li>▼草刈りの際はクララを選別して残している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼草刈りの際は蜜源を適度に残す必要がある。</li> <li>▼草刈りの際はクララを選別して残す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼選別的な草刈りをするのが望ましい。</li> <li>▼クララのみでなく、蜜源を提供するためにも多様な草原性の植生を維持することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼自生しているクララ・蜜源を利用してオオルリシジミが生息している。</li> <li>▼所有・管理者が適宜草刈り等を行っている。</li> <li>▼時代とともに植生の構成種は変化したが、管理された畦畔には草原性の植物が生育している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼民有地のため、保全は地権者や地域に委ねられる。</li> <li>▼オオルリシジミの蜜源及びその管理方法について、市民がよく知らない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼行政はオオルリシジミの保全に適した環境を周知する。</li> <li>▼草地環境の管理・保全は土地所有・管理者に委ね、市民の自発的な環境保全を促す。</li> <li>▼クララのみでなく、蜜源を提供するためにも多様な草原性の植生を維持する。</li> </ul>

構成要素			「保護区」			「活用区」			「その他の区域」※2		
			保存活用・整備			保存活用・整備			保存活用・整備		
名称	本/ 他※1	説明	現状	課題	方向性	現状	課題	方向性	現状	課題	方向性
草地環境の 生物多様性	他	オオルリシジミが生息するような草地環境は人間が意図的に維持してきた半自然環境であり、そこに適応した生態系を育ててきた。しかし現代では急速に失われており、絶滅危惧種も多い。オオルリシジミを保全することで、草地性の多様な動植物の保全につながる。	▼他の種よりもオオルリシジミやその生息環境の保全が優先される。 ▼観察会で、生物多様性について紹介している。	▼保護区内を中心に生息する種について保全に配慮する必要がある。 ▼植生を構成する種は外来種が多い。	▼生物多様性に配慮した環境保全を目標とするが、オオルリシジミやその生息環境の保全を優先する。 ▼そのうえで、多様な在来の草原性の動植物の生育・生息環境に配慮して管理をおこなう。	▼多様な動植物が生息・生育している。 ▼自然観察会など、来場者へのプログラムの中で活用が図られている。	▼生物種の把握がされていない。 ▼どんな活用ができるか検討の余地がある。 ▼植栽する植物には配慮が必要である。	▼オオルリシジミをきっかけに全国的にも減少している草原とその生態系についても学びを深める。 ▼生物種の把握などにつとめ、普及啓発につなげていく。 ▼草原性の在来種を可能な限り保全するため選別的な草刈りを行うことが望ましい。	▼生物多様性への配慮がなされていない。	▼民有地のため、保全は地権者や地域に委ねられる。	▼草原環境の管理・保全は土地所有・管理者に委ねる。 ▼草原・里山の生物多様性について周知し、生物多様性と人間生活のつながりについて理解を深める。
オオルリシジミ をとりまく景観	他	草地環境を含む里山は、多様な景観と生態系がモザイク状に配置され、高い生物多様性が保持される。オオルリシジミや草地環境の保全は、これらを取りまく安曇野らしい里山の景観の保全につながる。具体的には、地域資源が持続可能なシステムで利用され、また生物多様性も高かったとされる昭和 30 年代の里山の景観がモデルである。	▼オオルリシジミ、クララを含めて高い生物多様性を有する草原環境が、安曇野の農村・里山の景観の保全につながっている。 ▼オオルリシジミの代表的な発生環境として啓発活動に活用している。	▼水田に代わる水辺環境が少ない。	▼オオルリシジミの保護を優先しつつ、安曇野の里山景観の保全を念頭におき、配色・材質等に配慮した施設整備・管理を行う。 ▼人及び財産に危害が及ぶ恐れのある竹木・岩石・構造物等の除去・移動・改変は、オオルリシジミの保護に配慮して実施する。	▼オオルリシジミ、クララを含めて高い生物多様性を有する草原環境が、安曇野の農村・里山の景観の保全につながっている。 ▼オオルリシジミの代表的な発生環境として啓発活動に活用している。	なし	▼国営公園の管理方針による。安曇野の里山景観の維持を念頭におき、配色・材質等に配慮した施設整備・管理を行う。	▼オオルリシジミ、クララを含めて高い生物多様性を有する草原環境が、安曇野の農村・里山の景観の保全につながっている。 ▼条例等によって景観保全の配慮がなされている。	▼民有地のため、保全は地権者や地域に委ねられる。	▼景観保全は土地所有・管理者に委ねる。 ▼オオルリシジミの生息環境から、生物多様性や先人たちの暮らしを学び、それらが安曇野の農村・里山の景観を形成していることを通じて、郷土への愛着や景観への配慮が深まることを期待する。

※1 本：本質的価値を示す要素、他：その他の要素 / ※2 本天然記念物の生息を確認した地域及び生息している蓋然性が極めて高い地域

付表 2 現状変更等の取扱基準

構成要素		現状変更等	取扱基準		
名称	本/ 他※1	行為	「保護区」	「活用区」	「その他の区域」※2
オオルリシジミ 本州亜種	本	捕獲・採集・飼育 放蝶・標本の作製	▼原則として認めない。ただし、本計画第3章1に記載する保存活用目的及び関係法令・計画に規定する目的で行う場合は、必要最低限の規模で認める。この場合、必要に応じて管理団体の意見を聴取する。 ▼国営公園が行う場合は、第4章3(2)による。 ▼管理団体が行う場合は、第4章3(3)による。	同左	同左 ▼農業等の生業にかかわる草刈り等で故意なく殺傷してしまった場合は、事後の届出不要とする。
クララ	本	草刈り	▼本計画第3章1の記載及び関係法令・計画に規定する目的での草刈りは認める。 ▼国営公園が行う場合は、第4章3(2)による。 ▼管理団体が行う場合は、第4章3(3)による。	同左	▼農業等の生業にかかわる草刈りについては、本計画第3章1の記載に則った目的を踏まえたうえで許可届出不要とする。
		移植	▼本計画第3章1の記載及び関係法令・計画に規定する目的での移植は認める。 ▼国営公園が行う場合は、第4章3(2)による。 ▼管理団体が行う場合は、第4章3(3)による。	同左	▼本計画第3章1の記載に則ったうえで許可届出不要とする。
草地環境	本	草刈り	▼本計画第3章1の記載及び関係法令・計画に規定する目的での草刈りは認める。 ▼国営公園が行う場合は、第4章3(2)による。 ▼管理団体が行う場合は、第4章3(3)による。	同左	▼本計画第3章1の記載に則ったうえで許可届出不要とする。
		植樹・植栽	▼本計画第3章1に記載する目的及び関係法令・計画に規定する目的での植樹・植栽は認める。 ▼国営公園が行う場合は、第4章3(2)による。 ▼管理団体が行う場合は、第4章3(3)による。	同左	▼本計画第3章1の記載に則ったうえで許可届出不要とする。
		生物の移入	▼本計画第3章1に記載する目的及び関係法令・計画に規定する目的での生物の移入は認める。 ▼国営公園が行う場合は、第4章3(2)による。 ▼管理団体が行う場合は、第4章3(3)による。	同左	▼本計画第3章1の記載に則ったうえで許可届出不要とする。
		土地形状の変更	▼原則として認めない。ただし、本計画第3章1の記載に則った目的での土地形状の変更は認める。 ▼国営公園が行う場合は、第4章3(2)による。	同左	▼本計画第3章1の記載に則った目的及び関係法令・計画に規定する目的を踏まえたうえで認める。
		建造物・工作物の設置・修理等	▼本計画第3章1の記載内容及び関係法令・計画に規定する目的を踏まえたうえで認める。 ▼国営公園が行う場合は、第4章3(2)による。	同左	▼本計画第3章1の記載に則った目的及び関係法令・計画に規定する目的を踏まえたうえで認める。

※1 本：本質的価値を示す要素、他：その他の要素 / ※2 本天然記念物の生息を確認した地域及び生息している蓋然性が極めて高い地域

安曇野市天然記念物

安曇野のオオルリシジミ保存活用計画

---

発行 令和4年(2022)3月31日

安曇野市教育委員会

399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地

TEL 0263-71-2000

編集 安曇野市教育委員会

